

## 重要な会計方針等

### 1. 信託資産及び投資有価証券評価方法

- ・信託資産については、時価法によっている。
- ・投資有価証券については、満期保有目的のため償却原価法（定額法）によっている。

### 2. 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。また、自社利用のソフトウェアについては、基金内における利用可能年数（5年）に基づく定額法によっている。

なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産 87,318,268円 無形固定資産 35,191,520円

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

農地等割賦売渡債権及び農地等取得資金貸付金について、貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

#### (2) 退職給与引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の範囲内で計上している。

#### (3) 給付準備金

##### 給付原資積立金（被保険者経理のみ）

農業者年金事業の給付に充てるため、農業者年金基金の財務及び会計に関する省令第26条第1項第1号の規定により、特例付加年金被保険者経理においては、年度末における特例申出者に係る国庫補助の総額と特例付加年金被保険者経理における運用収入の総額の合計額から運用に係る費用、付利準備金、調整準備金繰入額等を控除した額を、農業者老齢年金被保険者経理においては、年度末における被保険者等に係る保険料の総額と農業者老齢年金被保険者経理における運用収入の総額から給付費及び運用にかかる費用、支払準備金繰入額並びに付利準備金及び調整準備金繰入額等を控除した額を計上している。

##### 付利準備金（被保険者経理のみ）

付利原資がマイナスとなった場合の補填財源として、財務及び会計に関する省令第26条第1項第2号の規定により、特例申出者及び被保険者等ごとに算出した付利額の総額と付利原資との差額を計上している。

付利：被保険者等に対し運用収入を配分すること。

##### 調整準備金（被保険者経理及び受給権者経理）

年金裁定時及び裁定後の利差損や死差損が発生する場合に補填を行うため、財務及び会計に関する省令第26条第1項第3号の規定により、年金等裁定時の付利対象者に係る繰入額を計上している。

#### 4．その他財務諸表作成のための重要な事項

- (1) 消費税の会計処理方式  
税込み方式によっている。
- (2) 延滞債権額

農地等割賦売渡債権のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、99,711,830円となっている。

農地等取得資金貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、399,412,007円となっている。